

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度について

高齢者世帯の耐震改修工事を支援するため、浜松いわた信用金庫（本社：浜松市中央区）が市内の金融機関として初めて【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の取り扱いを開始しますのでお知らせします。

1 制度概要

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度は、高齢者世帯の木造住宅の耐震化を促進するための支援制度です。

60歳以上の方向けのリバースモーゲージ型住宅ローンを利用して、耐震改修工事を実施する場合、国が提携金融機関へ利子補給することにより、無利子又は低利子となる優遇措置を受けることができます。また、耐震改修工事に併せて水回りなどのリフォームを実施する場合も制度の対象になります。

利子補給の対象要件

- ①【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関に耐震リフォーム融資を申し込むこと
- ②浜松市から本制度に関する利用対象証明書の交付を受けること
- ③利用対象証明書を融資申し込み金融機関へ提出し、融資を受けること

受け付け開始日 令和8年8月3日（月）

注意事項

- ・本制度利用の場合は、本市が補助する木造住宅耐震補強助成事業の金額が減額されます。

2 その他

- ・【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の取り扱い金融機関は、市ホームページにて公開しております。